

昭和五十七年七月二日受領
答 弁 第 一 八 号

(質問の 一八)

内閣衆質九六第一八号

昭和五十七年七月二日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福 田 一 殿

衆議院議員小沢和秋君提出鈴木内閣総理大臣などの公職選挙法違反調査状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢和秋君提出鈴木内閣総理大臣などの公職選挙法違反調査状況に関する質問に対する答弁書

一について

村上弘議員が質問に当たって提出した「公職選挙法一九九条第一項等違反の献金一覧」と題する資料に掲記されている各事案については、関係都道府県警察において、事案の内容に即し、所要の措置を採りつつあり、その一部については関係地方検察庁に送致し、送致を受けた検察庁において当該事件を捜査中であるという報告を受けている。

二について

福岡県警察において所要の捜査を行っているが、現在までのところ、公職選挙法、政治資金規正法に違反する事実を把握したとの報告は受けていない。

三について

当時、福岡県警察が所要の捜査を行ったが、公職選挙法、政治資金規正法に違反する事実を把握するに至らなかったとの報告を受けている。

右答弁する。